建築物(個人宅含む)・工作物の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、 石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、 電子システムで報告することが義務になります (令和4年4月1日以降に開始する工事から適用)

- ◆報告が必要な工事 ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です
 - ① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
 - ※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する 丁事をいう
 - ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
 - ※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える 工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
 - ※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう
 - ③ 請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
 - ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を 除く)
 - 焼却設備
 - ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
 - ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
 - ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ・トンネルの天井板
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業 者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

報告様式(石綿障害予防規則様式第1号)

事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称					労働保険番号			事業者の住		事業			業者の電話番号			
	作業場所の住所					工事の名称				'							
	工事の概要					1				建築物又は	建築物又は工作物の新築工事の着工日				年	月	Ħ
	建築物又は工作物の構造の概要							工事又は改修工事	C事の実施期間 西暦 年 月 日~ 年 月 日							B	
	解体工事を行う床面積の合計				m ² 解体工事又は改修工事の請			請負金額	円 事前調査			終了年月	I EI	西曆	年	月	H
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場 合に限る。以下同じ。) 講		氏名				八杉朋本	ż.	氏名			作業に係		5			
			講習実施機制 名称	業習実施機関の 名称			分析調査を 実施した者		講習実施機関の名称			石綿作業主任者 の氏名					
請負事業者に関する事項	事業者の名称					労働保険番	番号		事業者の住		事業		行の電話	番号			
	事前調査を	氏名 講習実施機関の名称					分析調査を		氏名			作業に 石綿作業主任					
	実施した者						実施した者	講習	講習実施機関の名称								
	事業者の名称					労働保険番号			事業者の住	所	事業			か電話	番号		
	事前調査を	氏名			分析調査を			氏名		作業に			係る				
	実施した者	講習実施機関の名称					実施した者	講習	講習実施機関の名称		石綿作業主		業主任	主任者の氏名			
	事業者の名称					労働保険番号			事業者の住	所	事業			著の電話番号			
	事前調査を	氏名					分析調査を		氏名	Π'		f	作業に係	5	\top		
	実施した者	講習実	講習実施機関の名称			実施した者			講習実施機関の名称		石綿作業主任						
	事業者の名称				労働保険番号			事業者の住	所	3			事業者の電話番号				
	事前調査を		氏名			分析調査を		氏名	Τ'		作業に係						
	実施した者	講習実	講習実施機関の名称			実施した者			雲施機関の名称		石綿作業主任者の						

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

	石綿使用の有無			HAMPEN A C C I THE C I CHAPE	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置	
作業対象の材料の種類		みなし	無	①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明	TF未り種類			-	Auc	①負圧隔離、②隔離(負圧なし)、	
				⑤材料の製造年月日	除去	除去 封じ込め 囲い込む		有	無	③湿潤化、④呼吸用保護具の使用	
吹付け材				00 20 30 40 50						₩ 20 30 40	
保温材				①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						00 20 30 40	
煙突断熱材				00 20 30 40 50						00 20 30 40	
屋根用折版断熱材				①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						00 20 30 40	
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム 板第2種を含む)				①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□	
スレート波板				00 20 30 40 50						00 20 30 40	
スレートボード				①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						00 20 30 40	
屋根用化粧スレート				00 20 30 40 50						00 20 30 40	
けい酸カルシウム板第1種				00 20 30 40 50						00 20 30 40	
押出成形セメント板				00 20 30 40 50						00 20 30 40	
パルプセメント板				00 20 30 40 50						00 20 30 40	
ビニル床タイル				①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□	
窯業系サイディング				00 20 30 40 50						00 20 30 00	
石膏ボード/ロックウール吸音天井板				①□ 2□ 3□ 4□ 5□			1			00 20 30 40	
その他の材料				00 20 30 40 50			/			①□ ②□ ③□ ④□	

事業者職氏名

☆関連する規制

建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
- ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト 調査診断協会に登録され、事前調査を 行う時点においても引き続き同協会に 登録されている者
- のいずれかが実施する必要があります (令和5年10月1日施行)

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトを



https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/ (トップページ >

工事の元請業者のみなさまへ)

